

# 神戸市新生児訪問指導事業実施要綱

## (目的)

第1条 本事業は母子保健法（以下「法」という。）第11条並びに第19条に基づき、助産師、保健師により新生児及びその保護者への訪問指導を実施し、もって母子の健康を保持・増進することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は神戸市とし、その主管課はこども家庭局家庭支援課とする。ただし、新生児訪問指導業務は区保健福祉部が担う。

## (新生児訪問指導員)

第3条 神戸市長が会計年度任用職員として採用した助産師若しくは保健師の内、本業務に従事する者を新生児訪問指導員とする。（以下「新生児訪問指導員」という。）

新生児訪問指導員は神戸市非常勤職員として公務員災害補償等の条例に該当する。また、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となる。

## (新生児訪問指導従事者)

第4条 新生児訪問指導員または必要に応じて区保健福祉部保健師により、新生児訪問指導を行う。2,000g未満の低出生体重児及び兵庫県の定める医療と保健が連携した養育支援ネットシステムによる連絡の世帯等については原則として区保健福祉部保健師が行う。但し、養育支援ネットシステムによる連絡の世帯等のうち、別表に定める対象者の場合については、新生児訪問指導員も行えるものとする。

## (訪問指導の実施)

第5条 新生児訪問指導は、以下のとおり実施する。

### (1) 対象者

神戸市内の全出生世帯とする。

### (2) 対象者の把握

区保健福祉部長は出生票・出生連絡票（ハガキ）及び医療機関等からの連絡等により、対象者を把握する。

### (3) 訪問指導の回数

出生から4か月未満に1回とするが、区保健福祉部長が特に認めた場合は、この限りではない。

### (4) 訪問指導の内容

新生児訪問指導に必要な物品を貸与するものとする。

#### ア 母親に関する内容

a 妊娠時の状況

b 妊娠既往及び既往症

c 出産後の経過および状況

d 産後うつ病スクリーニング（エジンバラ産後うつ病質問票）

e 養育支援ネットシステムによる連絡があった者については、その依頼事項の確認及び指導

- イ 出生に関する内容
- ウ 児に関する内容
  - a 計測（身長・体重・胸囲・頭囲）
  - b 発育・発達状況、栄養、育児状況、生活状況
- エ 家族の状況（母の職業・家族関係を含む）
- オ その他 母の不安の軽減、子育て情報の提供等

（5）訪問指導の事後措置

新生児訪問指導の結果、疾病または異常を発見した場合は、保護者にその旨を知らせたうえ、直ちに区保健福祉部長に連絡するとともに、医療機関で受診させる等適切な措置をとる。

新生児訪問指導を実施し、疾病等身体上の問題や養育上の問題等で引き続き指導を必要とする者については、区保健福祉部長の指示により、継続指導または医療機関受診勧奨など適切な措置をとる。

（6）報告及び記録の整備

区保健福祉部長は、あらかじめ新生児訪問指導票（様式1）を新生児訪問指導員に配布する。新生児訪問指導員は、訪問のつど必要事項を記入し、問題のある児については直ちに区保健福祉部長へ連絡を入れるとともに前記訪問指導票（様式1）を区保健福祉部長へ提出する。訪問指導が完了したものについては、翌月5日までに新生児訪問指導実績報告書（様式2）にとりまとめ、当該指導票を添えて区保健福祉部長に提出する。

区保健福祉部長は、前記訪問指導実績報告書（様式2）の内容を確認したうえ、10日までにこども家庭局家庭支援課へ報告する。

なお、区保健福祉部においては、提出された新生児訪問指導票を事後の指導に資するとともに、訪問指導にあたっては必ず母子健康手帳に必要事項を記入する。

新生児訪問指導員は、医療機関等から養育支援ネットシステムにて情報提供を受けた世帯等への訪問を行った場合には、育児支援等連絡票（訪問結果について）を記入し、区保健福祉部保健師に報告する。

区保健福祉部は、前記連絡票の記載内容を確認し、必要事項を記入、押印のうえ、医療機関等へ報告する。

（業務連絡会）

第6条 区保健福祉部長は、新生児訪問指導の充実を図るため、概ね2月に1回定期開催し、その他、必要に応じ業務連絡会を開催する。

（研修）

第7条 市長及び区保健福祉部長は、新生児訪問指導従事者に対し、本事業に必要な知識・技能を習得させるための研修を実施する。

（従事者の健康管理）

第8条 市長及び区保健福祉部長は、新生児訪問指導従事者に対し、年1回結核健診の受診勧奨をし、その結果を提出させる。

（関係機関との協力）

第9条 区保健福祉部長は、新生児訪問指導について、医療機関、開業助産師等と常に密接な連携を図り訪問指導の円滑な推進に努める。

(身分証明書の交付)

第10条 新生児訪問指導員として採用をするときは、新生児訪問指導員証(様式3)を交付するものとする。ただし、退職等された場合は、新生児訪問指導員証を直ちに市長に返還するものとする。

附 則

- (1) この要綱は平成7年12月1日から実施する。  
昭和36年9月1日実施の新生児訪問指導要綱は廃止する。
- (2) この要綱は平成16年4月1日から施行する。
- (3) この要綱は平成17年4月1日から施行する。
- (4) この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- (5) この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- (6) この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- (7) この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- (8) この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- (9) この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- (10) この要綱は平成30年1月1日から施行する。
- (11) この要綱は平成31年4月1日から施行する。
- (12) この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表

新生児訪問指導員による訪問対象者について

養育支援ネット送付者について、養育支援ネットが送付された者は、基本的には区保健福祉部保健師が訪問を行うが、母児のいずれもが以下の状況に当てはまる場合は、新生児訪問指導員が訪問しても良い。(母の状況については①又は②のいずれかの状況に該当するもの)

母の状況 (①又は②)	①EPDS 高得点等での連絡のうち、不安の原因が乳房トラブルや育児相談等、理由がある程度明確な場合 ②EPDS の結果が異常なし等、母の心身の状態に問題がない場合
児の状況	出生時の体重が 2,000 g 以上であり、かつ、妊娠中及び出産時・出産後に異常がない場合

養育支援ネットの記載内容から、継続的な支援が必要と読み取れる場合は、新生児訪問指導員ではなく、区保健福祉部保健師が訪問を行う。